

2021

くらしフェスタ実行委員会から

Vol. 10

くらしフェスタむさしの実行委員会では、毎年市民の方に知っていただきたい情報を取り上げて紹介しています。

今年度は成年年齢の引き下げにともなう消費者被害についての情報を紹介します。

法律の要点

1 成年年齢の引き下げ（民法第4条）

- ① 一人で有効な契約をすることができる年齢
 - ② 親権に服さなくなる年齢
- いずれも20歳から18歳に引き下げ
「成年」と規定する他の法律も18歳に変更

2 女性の婚姻開始年齢の引き上げ（民法第731条）

（現行法）男性18歳 女性16歳

→ 女性の婚姻開始年齢を18歳に引き上げ
婚姻開始年齢は男女とも18歳に統一

3 施行までの周知期間

若者のみならず、親権者等の国民全体に影響
消費者被害の防止の観点から、周知徹底が必要

→ 2022年4月1日から施行

2022年4月から成年年齢が引き下げられます

◎2022年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。成年年齢が18歳に引き下げられると高校在学中に成人となり、親の同意がなくても自らの判断で高額な商品の購入が出来るようになることから、18歳・19歳の若者を狙った消費者被害が増える恐れがあります。

◎「くらしの豆知識」2021年版（国民生活センター発行）では特集「18歳からの消費生活」で成年年齢の引き下げで変わることと変わらないこと、想定される消費者被害に対する注意点を詳しく知らせています。

主な内容

18歳からの消費生活

- ① 成年年齢の引き下げで何が変わる？
- ② ここが危ない クレジットカード
- ③ うっかり延滞に注意！
- ④ 初めての賃貸住宅
- ⑤ 知っておきたい年金・税金の知識
- ⑥ SNSの投稿に気をつけて
- ⑦ 信じて大丈夫？友達からのうまい話
- ⑧ 犯罪につながるアルバイトに注意
- ⑨ 「就職に役立つ」とうたう商法
- ⑩ “好き”に付け込むデート商法

◎ “変わること” と “変わらないこと”

・18歳からできること

親の同意なく契約できるほか、10年間有効なパスポートを取得したり、公認会計士などの国家資格を取ったりすることも可能になります（表）。父母の親権に服さなくなることから、住む場所や進学、就職等の進路なども自分の意志で決定できるようになります。また、結婚できる最低年齢は男女ともに18歳になります。

・20歳のまま変わらないこと

飲酒や喫煙、競馬などの公営ギャンブルに関する年齢制限は、健康面への影響や非行防止等の観点から20歳のまま変わりません。また、国民年金の加入義務が生じる年齢も、従来のまま20歳以上となっています。

表 成年年齢引き下げによる年齢要件の変更

18 歳 からでき ること	親の同意なしでの契約 (クレジットカードを作る、ローンを組む、携帯電話の契約、 ひとり暮らしの部屋を借りるなど)	
	10 年間有効なパスポートの取得	
	公認会計士や司法書士などの国家資格取得	
	結婚 (男女ともに 18 歳に統一)	
	性同一性障害の人の性別変更の申し立て	
	外国人の帰化 (日本国籍の取得)	など
20 歳の まま変わ らないこ と	飲酒・喫煙	
	競馬やオートレースなどの公営ギャンブル	
	中型自動車免許等の取得	
	養子をとること	
	国民年金保険料の納付義務	など

成年に達したばかりの若者がねらわれる

未成年者の消費者被害を抑止する役割を持つ未成年者取消権は、成年に達すると同時に行使できなくなります。そのため、法律による保護がなくなったばかりの 18 歳が、悪質商法のターゲットになるのではないかと懸念されています。

スマホや SNS の情報をきっかけに、好奇心やアルバイト感覚などから、社会経験の少ない若者がトラブルに巻き込まれるケースは今も少なくありません。困ったときには一人で悩まずに、家族や消費生活センターなど信頼できる人に相談しましょう。

◎東京都の取組

学校における消費者教育の推進

- 学習指導要領に基づいて、学年に応じた消費者教育を推進
- 東京都消費者啓発員(コンシューマー・エイド)を学校に派遣して出前講座を実施するほか、教員向け消費者教育講座の開催や情報誌の発行など、学校における消費者教育を支援

消費者教育コーディネーターの設置

- 学校における消費者教育を支援するため、消費者教育コーディネーターを設置しました。学校からの相談にワンストップで対応し、ニーズに合わせた消費者教育コンテンツ(教材、出前講座等)の紹介等

学校向けメルマガ(消費者注意情報)の配信

- 高校・大学・短大・専門学校等と連携し、若者からの相談が増加している手口や注意が必要な被害や商法、アドバイスをメールマガジンで届けています

高校生向けに消費者教育・啓発ノートの配布

- 高校2年生を対象に、成人になる前に押さえておきたい消費生活の知識や消費者トラブルに巻き込まれた場合の相談機関を紹介した啓発ノートを作成し、学校を通じて配布

もっと詳しく知りたい方へ

- 成年年齢の引き下げについての最新情報はこちら

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00218.html

- 「動画」で分かる成年年齢 政府インターネットテレビ

・霞が関からお知らせします

「2022年4月、18歳は大人です～成年年齢の引下げ～」

<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg18293.html>

・政府インターネットテレビ

「2022年4月 成年年齢引下げ 18歳で大人！ できること。できないこと。」

<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg18321.html>

法務省民事局参事官室 TEL 03-3580-4111

<http://www.moj.go.jp>

〈参考資料〉

- ・「くらしの豆知識」2021年版 (国民生活センター)
- ・「2021 都民の暮らし輝く東京」～消費者が安心して暮らせる社会を築くために～
(東京都生活文化局消費生活部企画調整課企画調整担当)
- ・「わたしは消費者」NO.160 (東京都消費生活総合センター)
- ・「民法改正 成年年齢の引き下げ」～若者がいきいきと活躍する社会へ～
(法務省民事局参事官室)